

令和3年度租税滞納状況について

高松国税局では、適正かつ公平な徴収を実現するため、期限内収納の確保に努めるとともに、滞納となったものについては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、納税緩和措置の適用や滞納処分を実施するなどして確実な徴収に努めています。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方々に対しては、法令等に基づき、納税の猶予等の納税緩和措置を迅速かつ柔軟に適用するなど、引き続き、適切に対応しています。

(注) 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。

○ 令和3年度租税滞納状況

(単位:百万円)

	A 令和2年度末 滞納整理中 のもの額 (前期繰越額)	B 新規発生 滞納額	C 整理済額	D(A+B-C) 令和3年度末 滞納整理中 のもの額 (次期繰越額)
全 税 目	(118.5%) 7,004	(164.7%) 13,101	(154.9%) 10,625	(135.4%) 9,480
所 得 税	2,108	2,344	1,963	2,489
内 源泉所得税	255	386	218	423
内 申告所得税	1,853	1,958	1,746	2,065
法 人 税	1,297	1,569	1,022	1,844
相 続 税	227	409	391	245
消 費 税	3,307	8,674	7,183	4,798
そ の 他 税 目	65	105	65	105

- (注) 1 新規発生滞納額とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。
 2 括弧内の数値は、対前年度比です。
 3 地方消費税を除いています。
 4 令和4年4月及び令和4年5月に督促状を発付した滞納のうち、その国税の所属年度(納税義務が成立した日の属する年度)が令和3年度所属となるものを含んでいます。
 5 各々の計数において、百万円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※新規発生滞納額

令和3年度の新規発生滞納額（令和3年度に新たに滞納となったものの額）は、131億1百万円で、令和2年度（79億53百万円）より51億48百万円増加（64.7%増）しました。

また、滞納発生割合（新規発生滞納額／徴収決定済額）は1.1%となりました。

（注）徴収決定済額とは、申告などにより課税されたものの額をいいます。

※整理済額

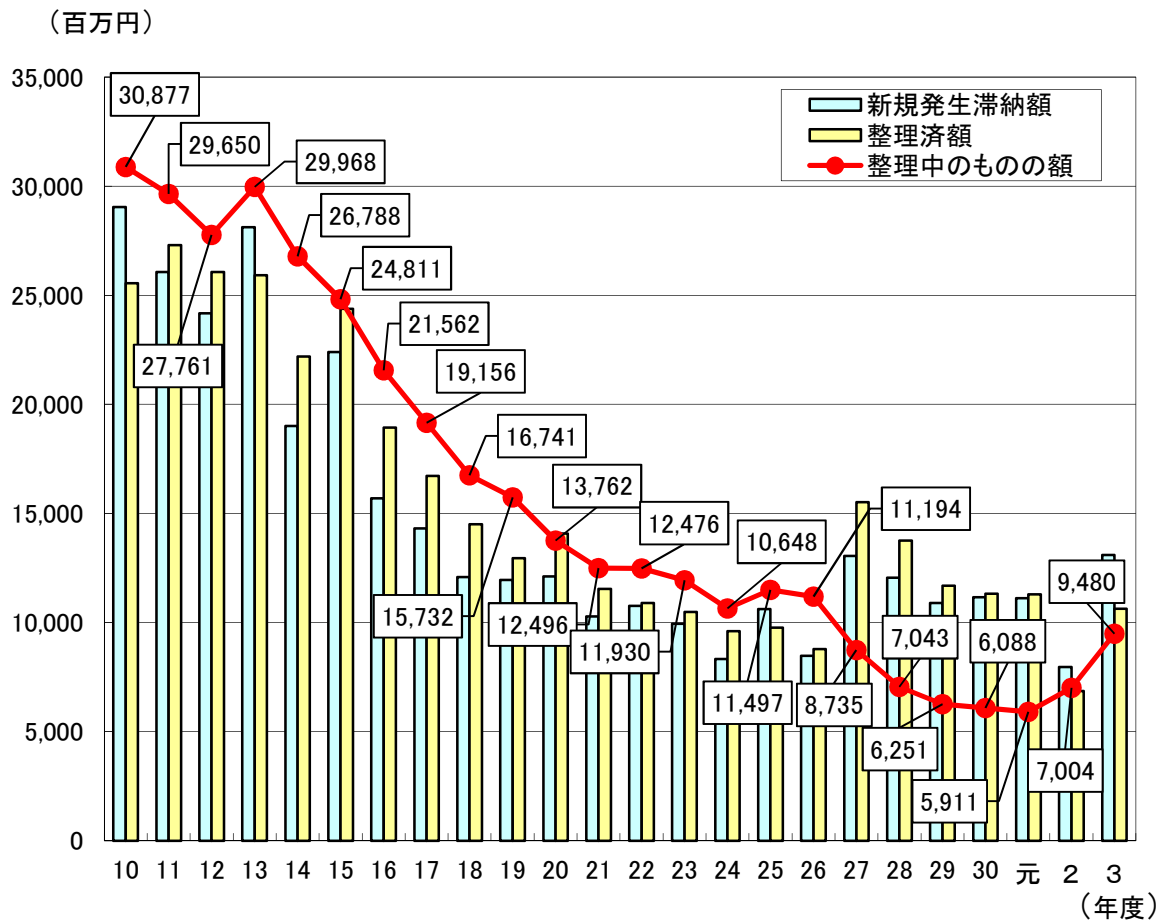
令和3年度の整理済額は、106億25百万円で、令和2年度（68億60百万円）より37億65百万円増加（54.9%増）しました。

※滞納整理中のものの額（滞納残高）

令和3年度末の滞納整理中のものの額は、94億80百万円で、令和2年度末（70億4百万円）より24億76百万円増加（35.4%増）しました。

なお、この滞納整理中のものの額は、ピーク時（平成10年度）の30.7%になりました。

○ 全税目の租税滞納状況の推移



（注）地方消費税を除いています。

○ 税目別の租税滞納状況

単位：百万円、%

税目	区分 年度	A	B	C	D(A+B-C)	
		前年度末滞納整理中のものの額 (前期繰越額)	新規発生滞納額	整理済額	本年度末滞納整理中のものの額 (次期繰越額)	
全税目	2	外 700	外 1,491	外 1,284	外 907	
		5,911	7,953	6,860	7,004	
合計	3	外 907	外 2,441 (164.7)	外 2,018 (154.9)	外 1,330 (135.4)	
		7,004	13,101	10,625	9,480	
税目別の内訳	源泉所得税	2	254	90	90	255
		3	255	(428.9)	(242.2)	(165.9)
	申告所得税	2	1,972	1,114	1,233	1,853
		3	1,853	(175.8)	(141.6)	(111.4)
	法人税	2	823	1,170	696	1,297
		3	1,297	(134.1)	(146.9)	(142.2)
	相続税	2	227	186	186	227
		3	227	(219.9)	(210.2)	(107.9)
	消費税	2	外 700	外 1,491	外 1,284	外 907
			2,609	5,311	4,614	3,307
		3	外 907	外 2,441 (163.3)	外 2,018 (155.7)	外 1,330 (145.1)
			3,307	8,674	7,183	4,798
	その他税目	2	26	79	41	65
		3	65	(132.9)	(158.5)	(161.5)

(注)1 括弧内の数値は、対前年度比です。

2 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。

ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「全税目合計」欄及び「消費税」欄の外書として、地方消費税の滞納状況を示しています。

3 各々の計数において、百万円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。